

経営管理権集積計画

1. 個別事項		(名称)		(住所)	
整理番号	R4集1-1 経営管理権の設定を受ける市町村 経営管理権を設定する森林の森林所持者(甲)	(名称)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)	(所在地)
乙,丙経営管理権の設定を受ける森林(A)					
番号所	在地番	林班	小班	地目	面積ha
				現況樹種	現況林齡
				スギ	56
1	1093-3	186	74	山林	0.07 広葉樹 (スギ)
2	186	76	山林	63	
3	1164-3	186	74	山林	56
4	186	76	山林	63 (スギ)	
5	186	36	山林	59	
6	1194-2	186	59	山林	0.14 広葉樹 (スギ)
7	186	63	山林	60	
8	186	29	山林	64	
9	1221-1	186	31	山林	62 広葉樹 (スギ)
10		186	40	山林	65 広葉樹 (スギ)
11	186	50	山林	75	
12		186	52	山林	
13	1241-2	186	53	山林	60 スギ ヒノキ 0.33
14		186	54	山林	56 アカマツ 55
15		186	55	山林	55 スギ 57
16		186	56	山林	57 広葉樹 (スギ)
木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があるべき場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法					
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方法及び方法					
備考					
経営管理権は設定期間中に開業に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担する。					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙) 大字町長 高梨 哲彦 印 [REDACTED]
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。

者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 横の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、1筆の一部実測面積を()書き下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付すること。

について経営管理権が設定されるごとに2段書きで下段に2段書きすること。

(4) (A) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きすること。

(5) (B) 横は、「〇年」又は「〇〇〇〇〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象となる森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
（6）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に於ける権原を有しなくなつた場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつたときは、気象災等により被害が発生して
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、乙の同意を取り消すことができる。
（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことは、乙の同意を得るものとする。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されたときには経営管理実施権者）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

((9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- 甲は、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
乙は、丙が該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。丙は、該森林に生じた災害等により被災者が発生した場合、乙が該森林について甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保する手続は乙がこれを用いるものとする。
乙は、丙が該森林に生育する樹木について森林保険を付保した場合、甲は該森林に生育する樹木について森林保険を付保する手續は乙がこれを用いるものとする。
乙は、丙が該森林に生育する樹木について森林保険を付保した場合、甲は該森林に生育する樹木について森林保険を付保する手續は乙がこれを用いるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が確定された場合）

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、乙は、当該保険金を残余がある場合、甲は該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に織り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① ではこの書めに悩まずべき事由は二つで重ね不利

- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(14) 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

第三者に権利をもたらす場合については、甲田は、當該森林について、第三者的に権利をもたらす場合については、あらかじめその旨を通知しなければならない。

- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要があるものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権者に義務履行を求める。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求める。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権に係る森林に関する権利を譲り受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他この経営管理構築計画に定めるのない事項及びこの経営管理構築計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番号	R4集1-2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称)	(所在地)	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われれる経営管理の内容 (C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号所	在地番	林班	小班	地目	面積 ha
1	186	31	山林	スギ	65
2	186	35	山林	スギ	58
3	186	37	山林	アカマツ	57
4	186	58	山林	スギ	56
5	186	59	山林	広葉樹(スギ)	60
6	186	60	山林	スギ	55
7	186	61	山林	アカマツ	55
8					
9					
10					

本材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があるべき場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の算定方法

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

参考

乙から甲に対し経営管理権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐を行わない。

経営管理権は設定期間に間に伐を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、生生物多样性の維持を含め、伐木の割合を考慮する。また、病虫害及び気象等による影響のため、年1回以上の巡回を行なう。

経営管理権は設定期間を翌年度の初日から起算して10年まで起算して10年までの起算する日まで(2033.3.31) 目視による巡視を行う。

経営管理権は設定期間を翌年度の初日から起算して10年までの起算する日まで(2033.3.31) 目視による巡視を行う。

経営管理権は設定期間に間に伐を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、生生物多样性の維持を含め、伐木の割合を考慮する。また、病虫害及び気象等による影響のため、年1回以上の巡回を行なう。

経営管理権は設定期間に間に伐を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、生生物多样性の維持を含め、伐木の割合を考慮する。また、病虫害及び気象等による影響のため、年1回以上の巡回を行なう。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							権益管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙) 大字町長 高梨 哲彦 [REDACTED]
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者と異なる場合には、別表とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積と元の森林所有者の氏名、住所が記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権が設定される部分を特定する場合には当該部分に記載する。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。
- ③ なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは譲り受けた場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権者に義務履行を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権のみを負うことができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務のない。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理実施権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他の
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権利集積計画

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名前) 大子町長 高梨 哲彦		(所在地) 茨城県久慈郡大子町北田気662	
整番		経営管理権を設定する森林の持林所有者 (甲)		(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	経営管理権の始期
							経営管理権の存続期間 (終期) (B)
1		186	36	原野		0.12	スギ (2022.11.30)
2	1090-1	186	65	原野			スギ (スギ) 65
3		186	66	原野			スギ 52
4	1196-1	186	31	山林		0.09	スギ 65
5		186	39	山林			スギ 46
6	1198	186	35	原野		0.11	スギ 58
7		186	36	原野			スギ 59
8	大子町北富田	186	31	原野			スギ 65
9	1198-1	186	35	原野		0.04	スギ 58
10		186	58	原野			スギ 56
11	1199-1	186	35	原野		0.02	スギ 58
12		186	36	原野			スギ 59
13	1208-10	186	58	山林		0.01	スギ 56
14		186	58	山林			スギ 56
15	1208-11	186	59	山林		0.03	スギ 60 (スギ) 60

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)					
番号	在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙) 大子町長 高梨 哲彦
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 別紙1、2のとおり 住所 所 (同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者と別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かかる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者との住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書き下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合は当該部分を特定することができる図面を添付することとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書き下段に2段書きすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理者）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

イ 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立ち入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者がから当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知 当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するときには乙が（経営管理実施権が設定されないときには経営管理実施権者）

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育することができる。甲はこれを承諾する。
- なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金額を乙に帰属させるの請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木に生育する樹木について森林保険を付保することができる」ととし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益は不適當又は不適当になつたときは、

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になつたときは、

乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 災害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了した場合における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林については設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速やかに申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利に基づき経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別紙 1

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

氏名

氏名

別紙2

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項		R4集1-4 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 大子町長 高梨 哲彦		(所在地) 茨城県久慈郡大子町北田気 662	
整番		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の存続期間(終期)(B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があるべき場合における収益から支払われるべき金額(D) の算定方法	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種
1		186	65	山林		65	広葉樹 (スギ)
2	大子町北雪田	1157	186	66	山林	0.39	スギ
3		186	70	山林		63	広葉樹 (スギ)
4		186	71	山林		62	スギ
5							
6							
7							
8							
9							
10							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原着 (E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙) 太子町長 高梨 哲彦 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 別紙1、2のどおり 住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される部分を特定することができることとし、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとごろにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することできる。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に監督注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることが可能である。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理者）に定められた者を除く。）

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができることが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して

③ 甲は、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 甲は、1の個別事項において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

⑤ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定める事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。
- なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木に生育することができるごととし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手續は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別紙 1

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

氏名

別紙2

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

氏名

経當管理権集積計画

個別事項		(乙) 経営管理権の設定を受ける市町村		(名称) 大子町長 高梨 哲彦		(所在地) 茨城県久慈郡大子町北田気 6 6 2	
整番号	理番号	(甲) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(氏名又は名称)		(生産又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	経営管理権の始期
1			186	31	山林		公告の日から (2022.11.30)
2			186	33	山林		スギ 65 広葉樹 (スギ) 59
3			186	34	山林		スギ 52
4	大子町 北富田	1208-8	186	35	山林	1.98	スギ 58 スギ 59
5			186	36	山林		スギ 59
6			186	66	山林		スギ 52
7			186	67	山林		広葉樹 (スギ) 65
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 大子町長 高梨 哲彦 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) [REDACTED]
 所 (同上)
 所 (同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
 者が変更となった場合は、新たな森林所有者ど元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、
 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部
 について経営管理権が設定するごとのできる限りその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書き
 にすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行なわれる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権を有しなくなつた場合は、甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
 - イ 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。
- なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手續がこれを行いうるものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が生前又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。